

2024年3月13日（水）
愛知県知多県民事務所環境保全課
環境保全グループ
担当 川島、鹿又
電話 0569-21-8111(代表)
内線 262、265
愛知県環境局環境政策部水大気環境課
水・土壌規制グループ
担当 中根、荒木
内線 3050、3057
ダイヤルイン 052-954-6225

半田市における土壌汚染について

東邦瓦斯株式会社(名古屋市熱田区)が同社半田事業所において、自主的に土壌汚染等調査を実施したところ、土壌汚染が判明した旨、本日、愛知県に報告がありました。県は、同社に対し、土壌汚染対策を適切に実施するよう指導してまいります。

1 報告内容

(1) 報告者

東邦瓦斯株式会社

(2) 報告年月日

2024年3月13日（水）

(3) 汚染が判明した土地の所在地

愛知県半田市東新町^{ひがししんまち}1番2、2番、41番及び45番1の各一部

(4) 報告の根拠

県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号。以下「条例」という。）

(5) 調査結果

ア 土壌溶出量

次表のとおり、条例に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数 ／調査区画数 ^{注1}
シアン化合物	0.3mg/L	検出されない こと	0～0.5m	7 / 25

注1：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

イ 土壌含有量

次表のとおり、法に規定する土壌含有量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌含有量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数 ／調査区画数 ^{注2}
鉛及び その化合物	210mg/kg (1.4倍) ^{注1}	150mg/kg 以下	0～0.5m	4 / 25

注1：（ ）内は土壌含有量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

(6) 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所は、アスファルト舗装等で覆われており、汚染土壌の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

2 今後の対応

事業者は、汚染土壌の掘削除去等を実施する予定です。県は、事業者に対し、土壌汚染対策を適切に実施するように指導していきます。

3 事業者の連絡先

東邦瓦斯株式会社

住所 愛知県半田市東新町 41 番地

電話 080-8667-6307

4 調査対象地の概要

(1) 調査対象地の面積

1,568.81 m²

(2) 調査対象地の利用状況

対象地は、1923年4月から1962年12月までガス製造所として利用されてきました。今回汚染が判明したシアン化合物、鉛及びその化合物の取扱いが確認されていますが、当該物質に係る漏洩^{ろうえい}事故の記録はありません。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

○ 基準を超過した特定有害物質について

・シアン化合物

無機シアン化合物は、非常に強い毒性をもっています。これはシアン化合物が呼吸酵素の中の鉄と結合することによって、組織呼吸（内呼吸ともいわれ、血液で運ばれた酸素が各組織に取り込まれ、そこで生じた二酸化炭素を取り去る過程）を抑制するためです。高濃度のシアン化合物を取り込んだ場合は短時間で死に至ります。

また、低濃度のシアン化合物を取り込み続けると、頭痛、めまいなどを起こすとの報告があります。

・鉛及びその化合物

化合物によって毒性は異なりますが、高濃度の鉛による中毒の症状としては、食欲不振、貧血、尿量減少、腕や足の筋肉の虚弱などがあります。

体内に取り込まれた鉛は血中などに分布したあと、90%以上が骨に沈着します。主に尿に含まれて排泄されますが、体内の濃度が半分になるには約5年かかり、長く体内に残ります。

（参考：環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」）